

令和 3 年

亀山市教育委員会 7 月定例会会議録

亀山市教育委員会 7月定例会会議録

1. 日 時

令和3年7月21日（水）午後1時30分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 大会議室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1番委員	大 萱 宗 靖
2番委員	吉 岡 洋 子
3番委員	宮 村 由 久
4番委員	若 林 喜美代

4. 欠席委員 なし

5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
教育総務課長（以下総務課長という。）	岡 安 賢 二
学校教育課長（以下学校課長という。）	宇 野 勉
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	桜 井 伸 仁
副参事（図書館整備担当）（以下図書副参事という。）	小 坂 博 文
図書館長	井 上 香代子
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	加 藤 尚 大
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	武 居 政 敏
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	前 田 亜 弓
生涯学習課主幹（兼）社会教育グループリーダー（以下生社GLという。）	高 重 京 子
教育総務課主幹（兼）保健給食グループリーダー（以下保健GLという。）	渡 邊 尚 也
教育総務課主任主査（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	中 野 貴 晶
教育総務課教育総務グループ主任主査	早 川 美 紀

6. 会議録署名者指名

1 番委員（大萱宗靖委員）

2 番委員（吉岡洋子委員）

7. 会議録の承認（6月定例会）

承認

8. 教育長報告

教育長（令和3年7月定例会教育長報告に基づき報告）
（質問はなく、教育長報告を終わる。）

9. 議事

教育長 議案第47号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。

専決第24号「亀山市教育支援委員会調査員の任命について」
教育部長 専決処分した事件の承認についてであります。亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。専決処分した事件については、「亀山市教育支援委員会調査員の任命について」であります。詳細については、学校教育課長より説明します。

学校課長（資料に基づき説明）

宮村委員 教育支援委員調査員の役割及び業務内容を教えていただきたい。

学校課長 教育支援委員会にかかる子どもたちの判定を行うためには、適応状況や学校、園での様子を詳細に示したレポートが必要であり、そのレポートを作成しています。

教育長 教育支援委員会の中で、児童生徒に対して特別支援学級、または普通学級が妥当であるとか、介助が必要であるとかそのような判定を行う場があり、その支援委員会に提出する資料を調査員の調査を基に作る事となる。

（ほかに質問はなく、議案第47号は承認される）

教育長 議案第48号「人事案件について」を上程し、事務局の説明を求め
める。

教育部長 議案第48号「人事案件について」は、人事に関する案件のため、
公開、非公開についてお諮りをお願いします。

教育長 議案第48号は、人事に関する案件のため、地方教育行政の組織
及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、各委員に公
開・非公開について諮る。非公開としてよい委員は挙手願う。

(全委員挙手)

全委員挙手により、議案第48号「人事案件について」は非公開と
する。関係職員以外は退室を願う。

(関係職員以外退室)

《非公開》

(議案第48号は可決される。)

(退室した職員入室)

教育長 議案第49号「亀山市修学旅行の中止等に伴う違約金等に関す
る補助金交付要綱の制定について」を上程し、事務局の説明を求
める。

教育部長 議案第49号「亀山市修学旅行の中止等に伴う違約金等に関す
る補助金交付要綱の制定について」であります。提案理由といた
しましては、亀山市立小学校及び中学校が実施を予定している修
学旅行が、新型コロナウイルス感染症の影響により中止等となっ
た場合に生じる違約金等を補助するため、亀山市修学旅行の中止
等に伴う違約金等に関する補助金交付要綱を制定することについ
て、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、学校
教育課長より説明します。

学校課長 (資料に基づき説明)

宮村委員 昨年も同様の要綱を施行している中で、資料8ページ、標題の
「修学旅行の中止等」とあるが、第1条の規定にある「新型コロナ
ウイルス感染症の影響により中止又は延期となったこと等」とは意
味が異なると考えるが、それぞれ「等」とは、どのようなことを指
しているのか。

学校課長 中止又は延期のほか風邪症状等により生徒が参加を見合わせた時等を含めて、違約金等を支払うことが出来る規定となっています。

宮村委員 第2条の定義によると、新型コロナウイルス感染症による修学旅行への参加が出来ない場合と判断できるが、風邪等を含めて新型コロナウイルス感染症以外による不参加はどのようなのか。

学校課長 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、学校長が出席停止と判断した児童生徒に対しましては、この規定を用いることが出来ると考えています。

教育長 つまり明確な「風邪」ではなく、新型コロナウイルス感染症に関わる恐れがある諸症状という考え方でいいのか。

学校課長 そのとおりです。

宮村委員 では、例えばインフルエンザが集団発生して修学旅行に行けなくなった場合は、従前から違約金等の対象であり、本要綱においては、新型コロナウイルス感染症及び感染症に関わる諸症状が対象という判断でいいのか。

学校課長 インフルエンザ等によるものは今回の要綱の規定に該当しません。例えば、病名がはっきりしていたり、ケガ等による修学旅行の欠席は該当しないということです。

教育長 本要綱については、今回の新型コロナウイルス感染症の特別策ということで認識している。

また、中学校3校については、1学期に既に修学旅行を終了したが、例えばキャンセルがあり違約金等が発生した場合は、この要綱が適用されていた可能性はあったということでもいいのか。

学校課長 そのとおりです。

教育長 その段階では、要綱が施行されていないと考えるが問題ないか。

学校課長 この要綱の施行にあたっては予算を伴うため、先の議会の議決を経て提案を行っています。もし、それ以前にそのような事象が発生した場合は、遡って対応することと考えています。

教育長 遡る事が可能である規定はあるのか。

教育部長 あくまでも本要綱の効力が発生するのは公表の日からとなりますので、7月となります。ただ、違約金等の請求については、修学旅行終了後にその業者から提出されるものであり、キャンセル等を行った後直ちに発生するというものではありませんので、要綱制定を

以て手続きが可能となり、必要な手続きを行っていくと判断しています。

(ほかに質問はなく、議案第49号は可決される)

10. 報告事項

教育長 冒頭でもお話をさせていただいたが、本日は各報告事項について事務局の説明を求めないこととする。事前に資料をご確認いただいた中で、ご質問等いかがでしょうか。

(質問はなく、報告を終わる。)

11. その他

参事生課長 8月22日に「わくわく本棚づくり」を青少年研修センターにて市民ワークショップの位置づけで実施します。図書館整備推進委員会委員である愛知工業大学の中井教授の研究室との共催で、また日本インテリア学会東海支部の後援で実施する形となります。ご都合つければ是非お越しいただければと思います。

教育長 新図書館整備に関するワークショップと認識している。是非ご都合つければ各委員にもよろしく願いいたしたい。

図書館長 図書館に関するイベント等のチラシを配布させていただきました。こちらについても、ご都合つければ是非お越しいただければと思います。

大萱委員 歴史博物館のチラシについて、尾崎隆氏は今もご健在か。

教育部長 エベレスト登山中に事故でお亡くなりになっています。

若林委員 高山病が原因か。

教育部長 そうお聞きしています。世界に14ある8000メートル級の山々のうち、7つの山に登頂されました。そこから亀山市内の標高の高い山を「7座トレイル」と呼んでいます。

学校課長 資料30ページの「令和3年度子ども（不登校児童生徒）居場所事業」に関する参考資料について教研GLより説明させていただきます。

教研GL (資料に基づき説明)

教育長 いわゆる第2の適応指導教室のような居場所を資料のとおり委託契約を行ったというものである。場所は市道和田のぼの線沿いの一画である。

宮村委員
教研G L
宮村委員
教研G L
教育長
教研G L
若林委員
教研G L
教育長
若林委員
教研G L
大萱委員
教研G L
教育部長

利用するにあたり、個人負担はあるのか。
一切ありません。
この施設を利用した場合の出席日数等の扱いはどうなるのか。
あくまで校長判断となりますが、あらかじめ計画された教育課程を踏んでいただいた場合、個別対応とはなりますが、出席扱いとすることは可能と考えています。
そうでない場合は、適応指導教室への出席という判断でいいか。
そのとおりです。
定員はあるのか
実際には、運営が開始されないと分からない部分がありますが、契約にかかる仕様の中では最大20人程度を想定しています。実情としまして、現在の青少年研修センターの適応指導教室が昨年度20人程度であったという事を含めまして目安としています。
適応指導教室の生徒20人は多いと判断している。今回の契約については、その点と亀山中学校校区に偏りがあるという点とこのような委託事業を履行するNPO法人がいるという点がうまくマッチングしたと考えている。
対応する職員はどのような方か。
契約の仕様に、業務内容を総合的に判断し運営人数を決定する。ただし、スタッフには、教員免許の有資格者を含むことを謳っています。よって、今回の受注者の職員1名は必ず現場に常駐して、加えて受注者が募集し雇用した方が現場に入る形となります。
今後も継続して委託していくこととなるのか。
施設は受注者が貸与している施設であり、その場所を借りて事業を行うこととなります。今後については、契約としては来年3月25日までとなっていますが、その後も拡大等を含めまして継続していきたいとは考えています。
この事業につきましては、重点的な施策のうちの不登校児童生徒への支援として、また今後も拡充を含めて取り組んでいくという優先度の高い位置づけで考えています。

教育長 今年度は7月1日の契約であり約9か月間の契約となる。その契約金額の中で施設の家賃や消耗品等の対応を行うこととなる。今後の契約については、さらに効果的な運用を視野に入れながら予算等も含めて検討していきたい。

学校課長 この施設等との連携要員として、今年度は適応指導教室の指導員を1名増強していますので、この職員もこの事業には関わることになると考えています。

吉岡委員 この施設は、小中学生のみが対象であるのか。

教研GL 現状としては、小中学生を想定しています。

教育長 あくまでも不登校児童生徒の対策としての事業、居場所である。

12. 閉会

午後2時30分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

1番委員

2番委員